

○国立大学法人筑波技術大学障害に対する合理的配慮推進委員会規程

〔平成28年4月27日〕
規程第19号

最終改正 令和5年6月28日規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第22条の規定に基づき、障害に対する合理的配慮推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項(他の委員会に属するものは除く)を行う。

- (1) 国立大学法人筑波技術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役員及び職員対応要領(平成28年3月15日)(以下「対応要領」という。)第8条に定める相談窓口において受け付けた苦情等について、対応要領第9条に基づき人権問題等委員会において紛争の防止又は解決を図るにあたり、助言または提言を行うこと。
- (2) 対応要領第11条に定める役員及び職員等への研修・啓発の実施にあたり、総括監督責任者を補佐するとともに、助言または提言を行うこと。
- (3) 対応要領第6条、第7条及び第10条の実施にあたり、学内組織等並びに役員及び職員に対して助言または提言を行うこと。
- (4) その他、対応要領の運用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) 各学部長が推薦する者 各1名以上
- (3) 障害者高等教育研究支援センター長が推薦する者 1名以上
- (4) 天久保及び春日両キャンパスにおける障害当事者のうちから学長が指名する者 各1名以上(ただし、聴覚障害者及び視覚障害者を各1名以上含むものとする。)
- (5) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者（学外有識者を含む）の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この規程の制定に伴い、障害に対する合理的配慮に関するワーキング・グループに関する申合せ（平成28年3月15日企画・戦略室）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。